

令和3年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人さとに会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年10月20日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>令和2年5月27日、理事会での決議事項（第1号議案「定款変更について」）について、城北保育園設立による資産の増加等に係る定款変更案が理事会の決議の省略の手続きにより理事の決議があったものとみなされた。同年5月29日、評議員会での決議事項（第1号議案「定款変更について」）について、当該定款変更案が評議員会の決議の省略手続きにより評議員の決議があったものとみなされた。しかしながら、理事会での決議事項に、評議員会の決議の省略手続きを行うことが含まれていなかった。ついては、適切に理事会で決議を行うこと。（社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第181条）</p>	<p>次回より理事会において適切に決議を行うよう留意する。</p>
2	<p>令和3年5月28日に開催した理事会において定時評議員会の招集についての議案が決議されたが、定時評議員会の議</p>	<p>次回より、監事の選任にあたり在任する監事の過半数の同意について、同意書を以て確認するよう留意</p>

	<p>題「任満了に伴う新役員選出」に関して、監事の選任にあたり在任する監事の過半数の同意を得た旨が確認できなかった。については、適切に確認し、記録すること。(社会福祉法第43条第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第72条)</p>	<p>する。</p>
<p>3</p>	<p>令和3年6月16日に開催された評議員会で新理事6人が選出されたが、同年6月29日に開催した理事会において業務執行理事が選定されていなかったが、定款には「選定する」と定められているため、定款と実態との整合性を図ること。(定款第16条)</p>	<p>定款と実態との整合性を図るため、定款第16条の「業務執行理事」の記載を削除する。令和3年12月22日理事会決議事項、令和4年1月17日評議員会決議事項として協議予定。</p>